

ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

平成27年4月
 ホットライン運用ガイドライン検討協議会
 (下線部は改訂箇所)

改訂案	現行
<p>目次 第1～第6 (略) <関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 刑法 ● 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 ● インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 ● 売春防止法 ● 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ● 覚せい剤取締法 ● 麻薬及び向精神薬取締法 ● 大麻取締法 ● <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> ● 犯罪による収益の移転防止に関する法律 ● 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 ● 銃砲刀剣類所持等取締法 ● 爆発物取締罰則 ● 武器等製造法 ● 臓器の移植に関する法律 ● 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 ● 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 ● ストーカー行為等の規制等に関する法律 ● 戸籍法 ● 住民基本台帳法 ● 地方公務員法 ● 国家公務員法 ● 不正競争防止法 <p>第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 総論 (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 (略)</p> <p>【薬物関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条） ⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号） 	<p>目次 第1～第6 (略) <関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 刑法 ● 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 ● インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 ● 売春防止法 ● 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ● 覚せい剤取締法 ● 麻薬及び向精神薬取締法 ● 大麻取締法 ● 薬事法 ● 犯罪による収益の移転防止に関する法律 ● 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 ● 銃砲刀剣類所持等取締法 ● 爆発物取締罰則 ● 武器等製造法 ● 臓器の移植に関する法律 ● 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 ● 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 ● ストーカー行為等の規制等に関する法律 ● 戸籍法 ● 住民基本台帳法 ● 地方公務員法 ● 国家公務員法 ● 不正競争防止法 <p>第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 総論 (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 (略)</p> <p>【薬物関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条） ⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）

- ⑦ 指定薬物の広告（医薬品医療機器等法¹³第76条の5）
- ⑧ 指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがあるとして厚生労働大臣による広域的な広告の禁止の告示がなされた物品（以下「指定薬物等である疑いがある物品」という。）の広告（医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項及び同第3項）
- ⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告（医薬品医療機器等法第68条）

13 正式名称は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

【振り込め詐欺等関連情報】（略）

3 違法情報該当性の判断基準

- (1) 判断の対象（略）
- (2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準
 - ①～⑥（略）

⑦ 指定薬物の広告

次のア及びイを満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 指定薬物に該当する場合

- (ア) 指定薬物名が記載されている場合、又は
- (イ) 指定薬物の検出例のある物品名（「RUSH miracle」、「Ash360」、「ROUTE133」等）が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

イ 広告に該当する場合

- (ア) 指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ
- (イ) 医薬関係者等や主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているものではないことが明らかであること

⑧ 指定薬物等である疑いがある物品の広告

次のア及びイを満たす場合には、指定薬物等である疑いがある物品の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 指定薬物等である疑いがある物品に該当する場合

厚生労働大臣の告示（医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項及び同第3項）により指定薬物等である疑いがある物品として広告が禁止されている物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物等である疑いがある物品に該当することが明らかであると判断できる場合

イ 広告に該当する場合

対象となっている物品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること

⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告

次のア及びイを満たす場合には、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 未承認医薬品に該当する場合

- (ア) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物名が記載されている場合、又は

- ⑦ 指定薬物に係る広告（薬事法第76条の5）
- ⑧ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告（薬事法第68条）

【振り込め詐欺等関連情報】（略）

3 違法情報該当性の判断基準

- (1) 判断の対象（略）
- (2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準
 - ①～⑥（略）

⑦ 指定薬物の広告

次のア及びイを満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 指定薬物に該当する場合

- (ア) 指定薬物名が記載されている場合、又は
- (イ) 指定薬物の検出例のある製品名（「RUSH miracle」、「Ash360」、「ROUTE133」等）が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物のパッケージ等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

イ 広告に該当する場合

- (ア) 指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための商品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ
- (イ) 医薬関係者等や主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているものではないことが明らかであること

⑧ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告

次のア及びイを満たす場合には、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。

ア 未承認医薬品に該当する場合

- (ア) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物名が記載されている場合、又は

(イ) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から当該指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

イ 広告に該当する場合

未承認医薬品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること

※「危険ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを用いた。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

⑩～⑬ (略)

4・5 (略)

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1・2 (略)

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。

① (略)

② 第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報

第3の2に列挙する違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報としては、次のようなものが挙げられる。

ア・イ (略)

ウ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告

次の(ア)及び(イ)を満たす場合であって、かつ、電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」、「アロマ・リキッド」等指定薬物の検出例のある物品又は新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある物品の総称、種別等として用いられている名称の記載等）から未承認医薬品である可能性が高いと認められるときは、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(ア) 指定薬物の検出例のある物品又は新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある物品と類似の名称若しくは包装画像が記載等されていること

(イ) 対象となっている物品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために物品名、サービス、値段、取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること

エ 不正アクセス行為を助長する行為

(略)

③ (略)

4・5 (略)

第5～第6 (略)

(イ) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある製品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物のパッケージ等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から当該指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

イ 広告に該当する場合

未承認医薬品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための商品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること

※「危険ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを用いた。）又は指定薬物（薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

⑨～⑫ (略)

4・5 (略)

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1・2 (略)

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。

① (略)

② 第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報

第3の2に列挙する違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報としては、次のようなものが挙げられる。

ア・イ (略)

ウ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告

次の(ア)及び(イ)を満たす場合であって、かつ、電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」、「アロマ・リキッド」等指定薬物の検出例のある製品又は新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある製品の総称、種別等として用いられている名称の記載等）から未承認医薬品である可能性が高いと認められるときは、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(ア) 指定薬物の検出例のある製品又は新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある製品と類似の名称若しくはパッケージ画像が記載等されていること

(イ) 対象となっている商品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために商品名、サービス、値段、取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること

エ 不正アクセス行為を助長する行為

(略)

③ (略)

4・5 (略)

第5～第6 (略)

<参考書式>

- 1 略
2 2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】

<参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】>

整理番号
□年□月□日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター
連絡先 (e-mail アドレス)
担当者氏名
確認者氏名

【公序良俗に反する情報】の通知書兼対応依頼書

□あなたが管理する[サイト/電子掲示板/サーバ]等に下記のとおり公序良俗に反する情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について送信を防止する措置等の自主的対応や利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) けん銃及び実弾の画像とともに「けん銃売ります。連絡先は〇〇」との書き込みが掲載。
公序良俗に反するか否かの判断理由等	分類の種類 ホットライン運用ガイドライン 第4の3□公序良俗に反する情報 類型①□□情報自体から違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
	上記分類にあてはまると判断した理由 例) 上記ウェブサイトにおいて、「チャカ」等のけん銃等を意味する表現が記載されていること、「売ります」等の譲渡等を意味する表現が記載されていることから、けん銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等しているものと認められ、公序良俗に反する情報に該当すると判断します。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (<http://www.internethotline.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

<参考書式>

- 1 略
2 2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】

<参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】>

整理番号
□年□月□日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター
連絡先 (e-mail アドレス)
担当者氏名
確認者氏名

【公序良俗に反する情報】の通知書兼対応依頼書

□あなたが管理する[サイト/電子掲示板/サーバ]等に下記のとおり公序良俗に反する情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について送信を防止する措置等の自主的対応や利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) けん銃及び実弾の画像とともに「けん銃売ります。連絡先は〇〇」との書き込みが掲載。
公序良俗に反するか否かの判断理由等	分類の種類 ■→①情報自体から違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 □→②違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報 □→③人を自殺に誘引・勧誘する情報
	上記分類にあてはまると判断した理由 例) 銃砲刀剣類所持等取締法第3条の7で譲渡等が禁止されているけん銃であることが〇〇から明白であり、「けん銃売ります。連絡先は〇〇」とけん銃の譲渡等を誘引する情報が具体的に記載されていることから、違法行為を直接的かつ明示的に誘引する情報であると判断。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (<http://www.internethotline.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

<p><関係条文> (刑法) (略)</p> <p>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律) (略)</p> <p>(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律) (略)</p> <p>(売春防止法) (略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) (略)</p> <p>(覚せい剤取締法) (略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法) (略)</p> <p>(大麻取締法) (略)</p> <p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) 第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。 1～14 (略) 15 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に規定する大麻、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）</p> <p>第六十八条 何人も、第十四条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第十四条第一項若しくは第十九条の二第一項の規定による承認又は第二十三条の二第一項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。</p> <p>第七十六条の四 指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。</p> <p>第七十六条の五 指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはなら</p>	<p><関係条文> (刑法) (略)</p> <p>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律) (略)</p> <p>(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律) (略)</p> <p>(売春防止法) (略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) (略)</p> <p>(覚せい剤取締法) (略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法) (略)</p> <p>(大麻取締法) (略)</p> <p>(薬事法)</p> <p>第六十八条 何人も、第十四条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第十四条第一項若しくは第十九条の二第一項の規定による承認又は第二十三条の二第一項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。</p> <p>第七十六条の五 指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはなら</p>
---	--

ない。

第七十六条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を発見した場合において、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者に対して、当該物品が指定薬物であるかどうか及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合にあっては、当該物品が指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうかについて、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に対し、同項の検査を受け、第四項前段、第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第七項の規定による通知を受けるまでの間は、当該物品及びこれと同一の物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告してはならない旨を併せて命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、当該物品が次条第一項の規定による禁止に係る物品であるときは、当該都道府県知事は、併せて、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したとき又は前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該物品について第二条第十五項の指定をし、又は同項の指定をしない旨を決定し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して、その旨（第一号に掲げる場合にあっては、当該検査の結果及びその旨）を通知しなければならない。

- 一 厚生労働大臣又は厚生労働大臣の指定する者が当該検査を行った場合
 当該検査を受けるべきことを命ぜられた者
- 二 都道府県知事又は都道府県知事の指定する者が当該検査を行った場合
 都道府県知事

7 都道府県知事は、厚生労働大臣から前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果及び当該通知の内容を通知しなければならない。

第七十六条の六の二 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による命令をしたとき又は同条第三項の規定による報告を受けたときにおいて、当該命令又は当該報告に係る命令に係る物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装その他厚生労働省令で定める事項からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき（同条第四項後段の規定による報告を受けた場合を含む。）又は同条第六項の規定により第二条第十五項の指定をし、若しくは同項の指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとする。

3 第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めるところにより、官報に告示して行う。

ない。

第七十六条の七の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反した者に対して、同条第二項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定又は第七十六条の六第二項の規定による命令若しくは第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反する広告（次条において「指定薬物等に係る違法広告」という。）である特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

第七十六条の七の三 特定電気通信役務提供者は、前条第三項の規定による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六条の八 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはこれらの物品を、試験のため必要な最小分量に限り、収去させることができる。

2 (略)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 (略)

六 第七十二条の五第一項の規定による命令に違反した者

七～九 (略)

十 第七十六条の七の二第一項の規定による命令に違反した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二十三 (略)

二十四 第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者

二十五 (略)

2 (略)

(犯罪による収益の移転防止に関する法律)

以下、略

(犯罪による収益の移転防止に関する法律)

以下、略